

# グローバルゼーメンユERM (その3)

有限責任監査法人トーマツ

ディレクター 後藤 茂之

## 4-② システム上重要な保険会社への対策

G-SIBs (システム上重要な保険会社)については、IAIS (保険監督国際機構) が、2013年7月18日に、G-SIBs 認定の枠組みと資本規制の検討(注1)を公表している。G-SIBsに関する一連の措置はG-SIBsにも適用されることとなる。しかしながら、例えば銀行のビジネスモデルとポートフォリオの特性は、保険のそれとは異なるため、主として銀行への対応を念頭に置いて公表されたFSBの一連のガイダンスについて、保険への適用をどのようにするか、検討が並行的に進められてきた。FSBはIAISと協働し、14年10月15日に、いかに保険に適用するかを整理し、主要な特性に新しい付帯文書(注2)を追加している。その後、保険に関するコンサルテーション(注3)が出されている。銀行の規制資本(最低比率)に関しパーゼルIII(注4)で、資本の質の向上と量の強化が図られた。質の点では、自己資本を、通常の予測を超える損失を補償するための資金として、無駄なく効果的に利用できる損失吸収性、いつでも利用できる永続性、および負債性資金の場合には債務弁済に利用されない(劣後性)によって、その質が評価され、中核的自己資本(「ティア1」)および補完的自己資本(「ティア2」)に分類されている。パーゼルIIIでは、ティア1をさらに、普通株式や内部留保で構成される「普通株式などティア1」と、優先株、劣後債からなる「その他ティア

1」に区分している。その上で、それぞれ自己資本に算入できる割合の上限、下限が設定されている。ティア1およびティア2で構成される総最低所要自己資本水準は8%と変わらないが、ティア1の割合は13年から段階的に引き上げられている。量の点では、不測の事態で契約が悪化した際に取り崩すことが可能な緩衝材(バッファ)として普通株などティア1と同水準の質を有する追加

的な資本保全バッファ(Capital Conservation Buffer)が16年より段階的に導入される。これが完全に実施される19年には、合計した所要自己資本水準は10.5%になる。さらに、16年からカウンターシクリカル資本バッファが景気動向に応じて追加的に賦課される。

また、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる枠組み(TLAC: Total Loss Absorbing Capacity)として、パーゼルIIIの規制資本に上乗せ(G-SIBサーチャージ)したる文書(注5)には、

「ソルベンシーIIで要請されている資本は、保険グループ内で自由に移動できるものではない。法域内の保険会社自体がそのリスクに見合った資本を確保しておかなければならない」と規定するとともに、保険会社の破綻に関しては、その兆候を早めに捕捉し、段階に合わせた早期介入措置(Proactive Intervention Framework)を可能とするモニタリング体系が提示されている。(注6)

(注1) 当時公表された内容は次の通り。G-SIBsに適用する体系的資本要件(BCR)について説明された。BCRは15年よりG-SIBsからグループワイド監督者に非公開ベイスで報告される。BCRの開発は、IAISによるグローバルなグループワイド資本基準を開発するプロジェクトの第一段階である。第二段階は、15年末が完成期限となっている。G-SIBsに適用するHLAの開発である。HLAはBCRを土台として策定され、G-SIBsの国際的な金融システムにおけるシステム上の重要性を反映する追加的な資本要件を定めることになる。第三段階は、16年末が完成期限で、17、18年に洗練化し最終校正が終了した後、19年以降にIAI



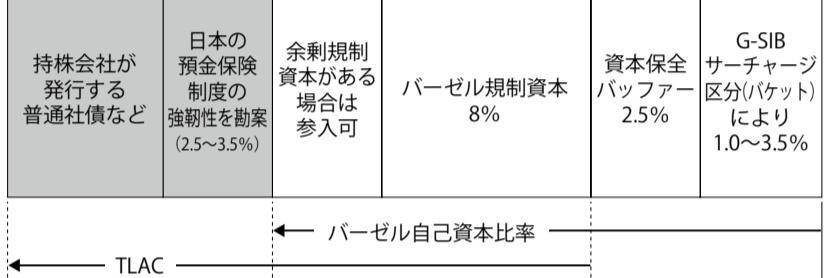
【後藤茂之氏プロフィール】  
大手損害保険会社および保険持ち株会社にて、企画部長、リスク管理部長を歴任。日米

保険交渉、合併・経営統合に伴う経営管理体制の構築、海外M&A、保険ERMの構築、グループ内部モデルの高度化、リスクアペタイト・フレームワーク、ORSAプロセス整備に従事。IAIS, Geneva Association, EAICなどのERM関連パネルに参加。現職にて、ERM高度化関連コンサルに従事。

大阪大学経済学部卒業、コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所・客員研究員、中央大学大学院総合政策研究科博士課程修了。博士(総合政策)。

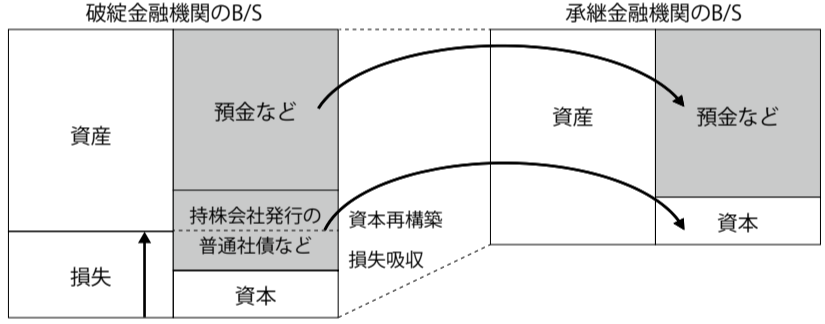
大阪大学経済学部卒業、コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所・客員研究員、中央大学大学院総合政策研究科博士課程修了。博士(総合政策)。

図表1 TLACの構成と適用のイメージ(リスクアセットベース)



(出典：金融庁総務企画局総務課国際室、「国際金融規制改革の最近の動向について(2016.2.8)」P.21を基に作成)

図表2 破綻時の損失吸収力を用いた破綻処理のイメージ



(出典：金融庁総務企画局総務課国際室、「国際金融規制改革の最近の動向について(2016.2.8)」)

「ソルベンシーIIで要請されている資本は、保険グループ内で自由に移動できるものではない。法域内の保険会社自体がそのリスクに見合った資本を確保しておかなければならない」と規定するとともに、保険会社の破綻に関しては、その兆候を早めに捕捉し、段階に合わせた早期介入措置(Proactive Intervention Framework)を可能とするモニタリング体系が提示されている。(注6)

(注7) Annex2 for implementation guidance on resolution regimes for insurers (注8) FSB Developing Effective Resolution Strategies and Plans for Systemically Important Insurers (注9) 主要国の金融監督当局で構成するパーゼル銀行監督委員会が10年9月に公表した、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制の概要。

(注10) The Prudential Regulation Authority's approach to insurance supervision March 2016 (文中の意見に当たっては執筆者個人のものであり、所属する組織のものではありません)

◆この連載は隔週木曜日に掲載します。